

ものづくり人材等正社員育成支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

- 第1条 この要綱は、公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「新世紀産業機構」という。）が富山県の委託を受けて実施するものづくり人材等正社員育成支援事業において、事業者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 ものづくり人材等正社員育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、この要綱で定めるところによる。

(交付の目的)

- 第2条 この補助金は、県内中小企業が、新分野事業への進出等に伴い、求職者に対し訓練付き正社員雇用を実施することを支援し、富山県におけるものづくり産業の将来の担い手の育成を目的とする。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 富山県内に主たる事業所を有する中小企業（中小企業基本法第2条第1項(昭和38年法律第154号)に規定する会社及び個人）
- (2) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類に定める「繊維工業」、「木材・木製品製造業（家具を除く）」、「パルプ・紙・紙加工品製造業」、「化学工業」、「プラスチック製品製造業」、「ゴム製品製造業」、「鉄鋼業」、「非鉄金属製造業」、「金属製品製造業」、「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「電気機械器具製造業」、「情報サービス業」、「技術サービス業」を営む者
- (3) 以下のすべてを満たす者
 - ① 雇用保険適用事業所の事業者であること
 - ② 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから補助金の交付申請を行う日の前日まで3年を経過していない者でないこと。
また、補助金の交付申請を行った日から補助金の交付までの間、不正受給をした事業者でないこと
 - ③ 労働保険料を滞納している事業者でないこと（補助金の交付申請を行う年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）
 - ④ 補助金の交付申請を行う日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業者であること
 - ⑤ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと
 - ⑥ 県税の滞納がないこと
 - ⑦ 審査に必要な書類等を整備保管し、国や県による実地検査の受け入れに協力する事業者であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は補助金の対象としないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号（以下「暴力団対策法」という）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（補助対象事業）

第 4 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中小企業が将来の担い手となる人材を育成するため、求職者に対し、訓練付き正社員雇用を実施する事業とする。

なお、訓練とは、O J T（職場で実務を行いながら行う訓練）及び O F F - J T（職場外での訓練）とし、訓練時間数は、10 時間×委託期間の月数以上（小規模企業者（中小企業基本法第 2 条第 5 項（昭和 38 年法律第 154 号）に規定する事業者）は 5 時間×委託期間の月数以上）とする。

2 前項に規定する事業については、国や県等から同種の他の補助金を受けていないこと、又は受ける予定がない場合に補助するものとする。

（補助対象経費等）

第 5 条 前条の事業における補助対象経費及び補助率、補助限度額については以下のとおりであり、補助対象経費については本事業以外の事業に係る経費と明確に区分できるものとする。

補助対象経費	①新規正社員雇用に必要な人件費（給与、社会保険料等の事業主負担分） ②訓練費用（雇用者を指導する従業員の人件費を含む。） ただし、新規正社員雇用に必要な人件費は、補助対象経費全額の 3 分の 2 以上とする。
補助率	80% ただし、本事業により雇用した者を事業期間終了後、事業主都合により継続雇用しなかった場合（ただし、天災その他やむを得な

	い理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により継続雇用しなかった場合を除く。)は40%とする。
補助限度額	新規に雇用される者1人あたり月額28万円
補助対象期間	新規雇用を開始した日から起算して6ヶ月

- 2 補助対象となる新規正社員雇用者数は1事業者あたり5人までとする。
- 3 補助対象となる新規正社員雇用は次の各号を満たすものとする。
 - (1) 補助金の交付申請を行う日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣又は請負により就労したことがある者を再び雇い入れるものではないこと
 - (2) 資本関係を有する事業者で雇用されている者を雇い入れるものではないこと
 - (3) 新規学卒者(外国人留学生を除く。)ではないこと
- 4 この補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付額は補助限度額を超えないものとし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)を新世紀産業機構に提出し、補助金の交付決定を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 新世紀産業機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査を行い、適当と認められるものについて補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に送付するものとする。

- 2 新世紀産業機構は、申請書の内容の審査にあたり、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第8条 前条の規定により補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を新世紀産業機構に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に係る経費又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を新世紀産業機構に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 補助事業に要する経費の20%以内の変更を行う場合
- (2) 事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で内容を変更する場合

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を新世紀産業機構に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遂行状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、新世紀産業機構から要求があったときは、速やかに事業遂行状況報告書（様式第 5 号）を新世紀産業機構に提出しなければならない。

(事業遅延の届出)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに新世紀産業機構に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第 13 条 補助事業者は、年度が終了したとき及び補助事業を完了したときは、その日から起算して 1 ヶ月を経過した日（第 10 条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 ヶ月を経過した日）又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第 6 号）を新世紀産業機構に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 新世紀産業機構は、前条の報告を受けたときは、事業実績報告書等の書類の審査及び必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 9 条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）を補助事業者に送付するものとする。

(補助金の交付)

第 15 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第 8 号）を新世紀産業機構に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 新世紀産業機構は、次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく新世紀産業機構の処分若し

くは指示に違反した場合

- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助金の交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の経理)

第 17 条 補助事業者は、収支簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第 18 条 新世紀産業機構は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(その他)

第 19 条 補助事業者は、特別の事情により本要綱に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ新世紀産業機構の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。